

**三重県広域受援計画介護職員等の受入れに
関する活動方針**

令和2年3月

災害時における福祉支援ネットワーク協議会

目次

目 的	2 P
-----	-----

I 災害時

1 初動	3 P
(1) 調整本部の設置	3 P
(2) 被害状況の収集と派遣ニーズの把握	4 P
(3) 介護職員等の派遣要請と応援情報の収集	5 P
2 受入れ調整及び支援活動	9 P
(1) 受入れ調整	9 P
(2) 活動計画の作成等	9 P
(3) 医療・保健活動との連携	10 P
(4) 受援活動の終了	10 P

II 平常時

1 計画推進体制	11 P
2 調整本部設置準備	11 P
3 協力体制づくり	11 P
(1) 市町への協力要請	11 P
(2) 関係団体の協力	11 P
(3) 社会福祉施設への協力要請	11 P
(4) ネットワーク本部・ネットワーク事務局等との連携	11 P
4 周知・啓発	11 P

III 費用負担

1 介護職員等の受入れに係る費用負担	12 P
(1) 旅費等	12 P
(2) 人件費等	12 P
2 調整本部及び調整事務局の費用負担	12 P

目 的

南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、社会福祉施設の被災に伴う機能低下により、高齢者や障がい者等の要配慮者の避難生活に支障を来すことが想定されます。

このため、国は被災県や全国の自治体及び関係団体と連携し、被災地に対して、広域的な高齢者や障害者等を支援する職員（以下「介護職員等」という。）の応援派遣の調整を行うこととしています。

この「三重県広域受援計画介護職員等の受入れに関する活動方針」は、三重県広域受援計画「高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画」（以下「計画」という。）に基づき、被災地の福祉サービス提供体制の継続・回復に向けて、全国から介護職員等の応援を円滑に受入れ、災害時の要配慮者の避難生活の支援を実施することを目的として、具体的な受援及び支援活動内容について定めます。

※用語説明をP12～14に記載しております。

I 災害時

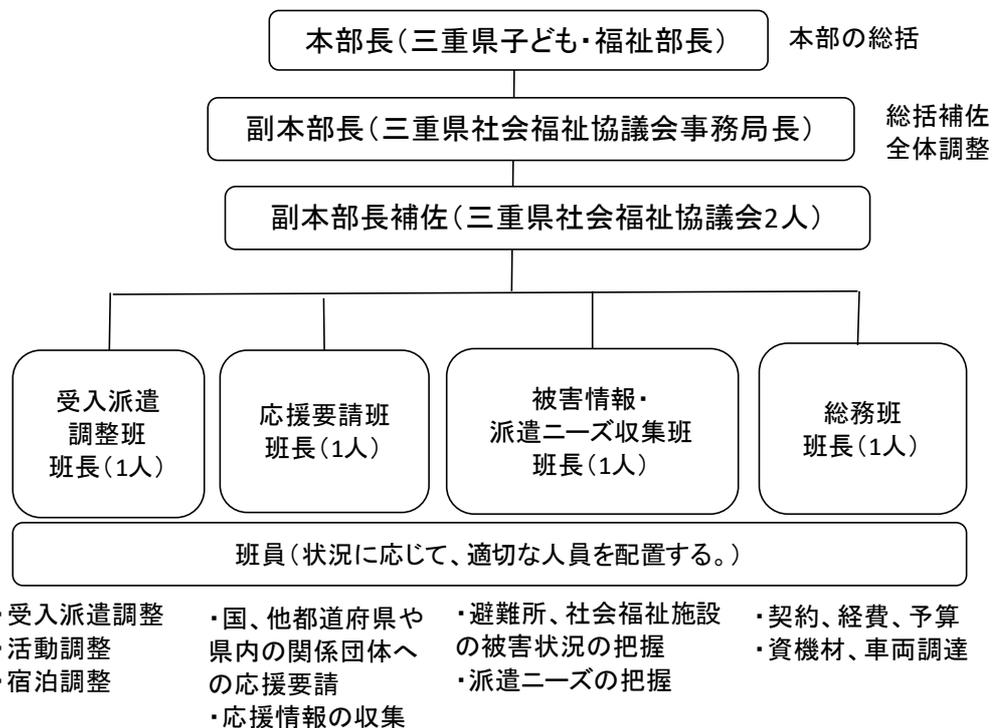
1 初動

(1) 調整本部の設置

① 組織、構成

三重県は、県内で大規模災害が発生し、広域応援を要請する必要がある場合に、三重県社会福祉協議会と協議の上、「調整本部」を設置します。

調整本部は、三重県、三重県社会福祉協議会、関係団体で構成し、組織、業務は次のとおりとします。



※調整本部を設置するときは、同時に三重県災害福祉支援ネットワーク本部（以下「ネットワーク本部」という。）も併設されることから、両本部が一体として活動を行います。

（以下は両本部を調整本部で代表します。）

② 調整本部設置予定施設

初動時には、調整本部は三重県庁に設置します。

その後、状況に応じて三重県社会福社会館、三重県関係施設に拡充します。

③ 設備

三重県と三重県社会福祉協議会は協議して、必要な設備を整備します。

※パソコン、プリンター、電話、FAX、机・いす など

(2) 被害状況の収集と派遣ニーズの把握

① 被害状況の収集と派遣ニーズの把握方法

一般避難所及び福祉避難所は市町の指定等により設置されており、社会福祉施設と管理は異なることから、それぞれに応じた適切な被害状況の収集と派遣ニーズの把握を行います。

ア) 一般避難所及び福祉避難所の場合

調整本部は、市町災害対策本部及び市町社会福祉協議会を通じて一般避難所及び福祉避難所の被害状況の把握を行うとともに、一般避難所ニーズ整理票(様式1)及び派遣職員ニーズ票(様式2)により、派遣ニーズの把握を行います。

イ) 社会福祉施設の場合

調整本部は、関係団体に依頼し、平常時に策定した県内災害時社会福祉施設連絡名簿(以下「名簿」という。)に基づき社会福祉施設の被害状況と派遣ニーズの把握を行います。

関係団体に属さない社会福祉施設に対しては、名簿に基づき調整本部が被害状況等を直接把握します。

連絡が取れず被害状況等が確認できない社会福祉施設には、調整本部の係員等が現地訪問などを行い、被害状況等の把握に努めます。

派遣ニーズ等の把握先	ニーズの把握者	手段	様式
一般避難所	市町災害対策本部	FAX 電話 メール等	・様式1 一般避難所ニーズ整理票
福祉避難所	市町災害対策本部	FAX 電話 メール等	・様式2 派遣職員ニーズ票
社会福祉施設 (関係団体に属する)	県内関係団体		
(関係団体に属さない)	調整本部		
連絡が取れない社会福祉施設	調整本部等	現地訪問	

② 被害情報の集約・共有

調整本部において、上記①の被害状況及び派遣ニーズを集約し、共有します。

なお、調整本部は、三重県被災者支援部隊避難者支援班より緊急輸送ルート上の被害状況、啓開状況にかかる情報を受け、調整本部において共有します。

(3) 介護職員等の派遣要請と応援情報の収集

災害時、高齢者や障がい者等の要配慮者が一般避難者と混在して避難する一般避難所と、高齢者、障害者施設等で構成する福祉避難所や社会福祉施設では、避難生活を行う要配慮者に支援を行う介護職員等の構成が異なることが多くなるため、それぞれに適切な支援を行います。

また、必要に応じて派遣要請や応援情報の収集は、被害状況の収集や派遣ニーズの把握と並行して行います。

ア) 一般避難所を対象とした支援

調整本部は、一般避難所の支援について、高齢・障害・児童等の様々な福祉専門職等で構成する災害派遣福祉チーム(以下「DWA T等」という。)を主に派遣要請します。

そのため、調整本部は、被災していない県内災害派遣福祉チーム(以下「三重県DWA T」という。)に、派遣の要請を行い、応援情報の収集を行います。

また、他都道府県のDWA T等には三重県から他都道府県に派遣の要請を行い、応援情報を収集します。

なお、国がDWA T等の派遣調整を行うこととなった場合、三重県は国を通して他都道府県にDWA T等の派遣の要請を行い、応援情報を収集します。

イ) 福祉避難所及び社会福祉施設を対象とした支援

調整本部は、福祉避難所及び社会福祉施設の支援について、受入れ調整を行う高齢・障害、児童等それぞれの施設に応じた福祉専門職等を主に派遣要請します。

そのため、調整本部は被災していない県内社会福祉施設に、県内関係団体から又は直接、応援可能な介護職員等の派遣の要請を行うとともに、派遣職員応援情報票(様式3)により人数・期間・職種等を把握します。

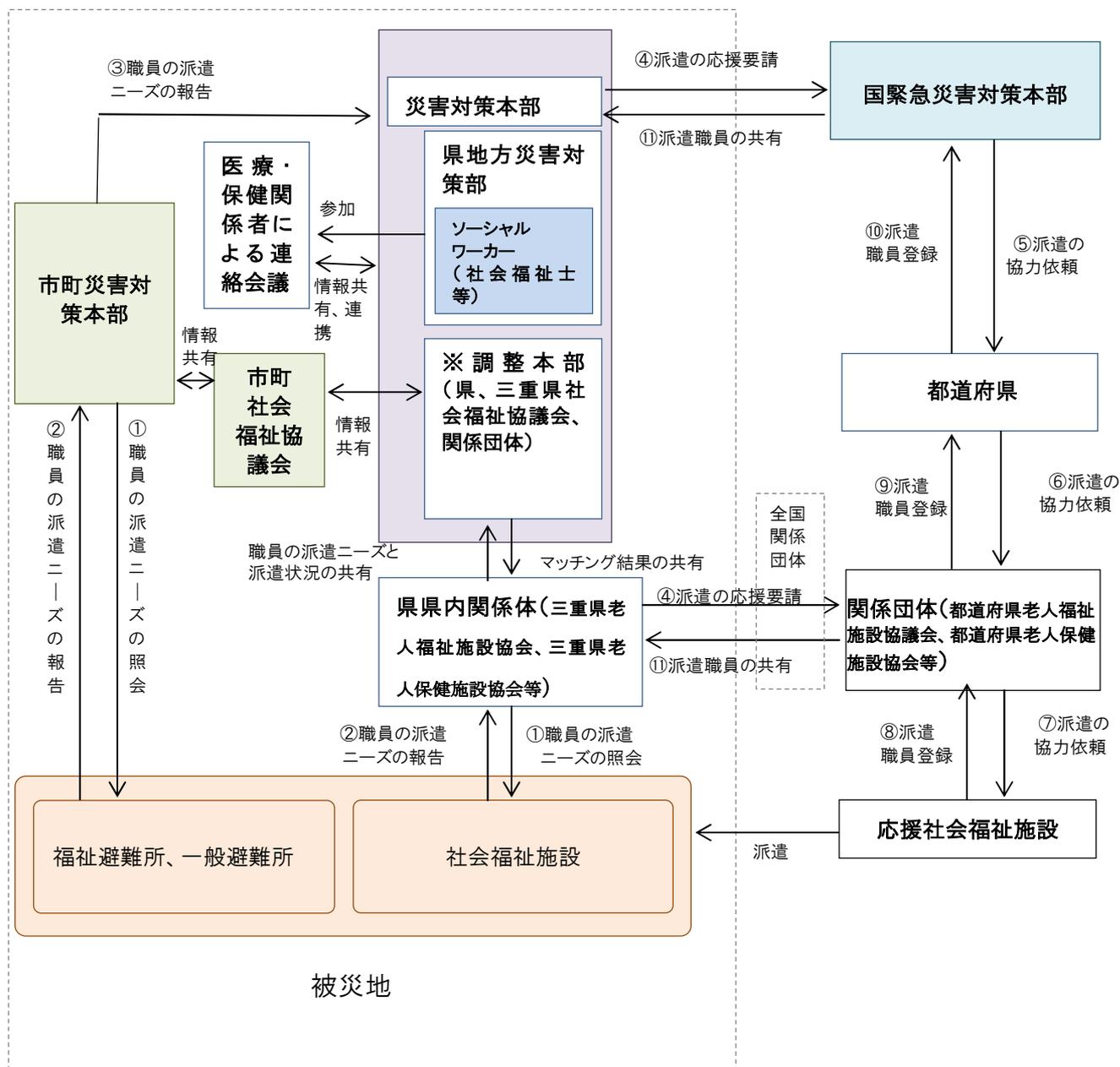
また、他都道府県や他都道府県関係団体には、三重県災害対策本部や県内関係団体から、国緊急災害対策本部や全国関係団体を通じて、応援

可能な介護職員等の派遣を要請するとともに、派遣職員応援情報票（様式3）により人数・期間・職種等を把握します。

派遣先	応援要請		手段	様式
	窓口	応援要請先		
一般避難所	<ul style="list-style-type: none"> 調整本部 三重県（子ども・福祉部） 	被災していない三重県 DWAT 他都道府県DWAT等	FAX 電話 メール等	・様式3 派遣職員 応援情報 票
福祉避難所 社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> 調整本部 県内関係団体 	被災してない県内社会福祉施設		
	<ul style="list-style-type: none"> 三重県災害対策本部 県内関係団体 	他都道府県 他都道府県関係団体		

介護職員等の受入れ活動の流れ

介護職員等の受入れ活動の流れ



※ 広域受援計画 第5章 (図表5-1) を参考

※ 広域受援計画 第5章 (図表5-1) を参考

指揮または調整を行う機関

1 三重県

関係機関	主な役割
県災害対策本部被災者支援部隊	<ul style="list-style-type: none"> ・市町を通じた福祉避難所及び一般避難所の介護職員等の派遣ニーズの把握 ・職員の派遣ニーズを集約し国緊急災害対策本部へ派遣要請 ・調整本部との連絡調整・情報共有 ・介護職員等の受入れ調整に係る活動指針の策定
県地方災害対策部被災者支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・保健関係者による連絡会議への参加（情報収集、支援の調整） ・県災害対策本部被災者支援部隊との情報共有
三重県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・調整本部との連絡調整・情報共有 ・市町社会福祉協議会との情報共有
県内の関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所以外の社会福祉施設における介護職員等の派遣ニーズの把握と他県関係団体への応援要請 ・調整本部との連絡調整・情報共有

2 国

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・他都道府県からの派遣可能な介護職員等の情報集約 ・被災県への派遣可能な介護職員等の情報提供

3 市町

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・県へ福祉避難所等の被害状況の報告 ・福祉避難所及び一般避難所の介護職員等の派遣ニーズの照会と県への報告 ・市町社会福祉協議会との情報共有
市町社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・調整本部、市町災害対策本部との情報共有

※ 広域受援計画 第5章第1 指揮又は調整を行う機関 を参考

※ 広域受援計画 第5章第1 指揮又は調整を行う機関を参考

2 受入れ調整及び支援活動

(1) 受入れ調整

調整本部は、被害状況・派遣ニーズの情報、派遣可能な介護職員等の情報を共有、整理したうえで、派遣の緊急性、被害の重大性を踏まえ、原則として、次の順位で、受入れ調整（以下「マッチング」という。）を行います。

① 介護職員等の派遣元施設の所在地による調整

介護職員等の派遣のしやすさを考慮し、避難所等に近い、県内、東海北陸（または東海）ブロック内、ブロック外の施設に所属する介護職員等の順で調整します。

② 避難所等施設の種類による調整

ア) 一般避難所の場合

市町等を通じてDWA Tの派遣要請があった避難所について、市町と調整のうえ派遣します。

イ) 福祉避難所と社会福祉施設の場合

原則としてa～cの順で調整します

a) 福祉避難所

災害時要配慮者が多く避難している避難所を優先します。

b) 入所社会福祉施設

被害が大きく、派遣ニーズが高い施設を優先します。

c) 通所社会福祉施設

被害が大きく、派遣ニーズが高い施設を優先します。

(2) 活動計画の作成等

① 活動計画

調整本部は、現地の状況等を踏まえ、派遣する介護職員等について派遣先、派遣期間、活動内容等の個々の活動計画を定めます。

また、活動期間は1クール5日間程度を目安とし、必要に応じて調整します。

② 派遣依頼・連絡

ア) 一般避難所の場合

調整本部は、活動計画を定め次第、三重県DWA Tの派遣要請を行います。また、三重県（子ども・福祉部）が他都道府DWA T等への派遣要請を行います。

また、派遣先の一般避難所には、派遣されるDWA T等の名称や連絡先、構成員等の情報を伝えます。なお、DWA T等の宿泊先につい

て、可能な限り情報提供を行います。

イ) 福祉避難所と社会福祉施設の場合

調整本部は、活動計画を定め次第、介護職員等の派遣元施設へ派遣要請を行います。

また、派遣先施設には、派遣元施設の名称や担当者、連絡先、派遣者の情報を伝えます。介護職員等の宿泊先などの派遣先施設の情報については、原則、派遣先施設と派遣元施設間で調整します。

③ 活動計画の見直し

ア) 一般避難所の場合

調整本部は、三重県災害対策本部被災者支援部隊及び市町災害対策本部と活動計画を共有したうえで、実際に派遣されたDWA T等や一般避難所から情報を収集し、活動計画等の見直しを行います。

イ) 福祉避難所と社会福祉施設の場合

調整本部は、三重県災害対策本部被災者支援部隊及び市町災害対策本部と活動計画を共有したうえで、実際に派遣された介護職員等や派遣先施設から被害状況や活動状況に関する情報を収集し、マッチングや活動計画の見直しを行います。

(3) 医療・保健活動との連携

調整本部は、災害時に提供される医療・保健活動との連携情報を三重県より受け、支援活動に取り組みます。

(4) 受援活動の終了

地域の復興状況や地域資源の回復状況を把握し、現地関係者による業務実施が可能となる等支援の必要性がなくなった場合は、地元の一般避難所、福祉避難所、社会福祉施設との協議の上、調整本部において終了時期を決定します。

また、状況に応じて、段階的に縮小していくことも検討します。

すべての受援活動が終了すれば、三重県が調整本部を解散します。

Ⅱ 平常時

1 計画推進体制

円滑な受援活動が行えるよう、平常時には、三重県社会福祉協議会に調整事務局を設置し、三重県や関係団体とともに災害時の調整本部のありかた等計画の推進体制、仕組みづくりに取り組みます。

2 調整本部設置準備

調整事務局において、災害時に、被害状況の把握や介護職員等のマッチングを行う調整本部員を社会福祉施設等から募集し、研修を行ったうえで、本部員候補者として登録します。また、登録者等の訓練を行います。

大規模災害等により調整本部が設置された場合は、調整本部長が、本部員候補者の被災状況等を確認したうえで、本部員として招集します。

3 協力体制づくり

(1) 市町への協力要請

三重県は、市町に一般避難所における要配慮者情報の提供や介護職員等の派遣要請などが三重県災害対策本部へ迅速かつ適切に行われるよう協力を要請します。

(2) 関係団体の協力

関係団体は、調整本部の設置・運営に係る協定に基づき、調整本部への協力の明確化を図ります。

(3) 社会福祉施設への協力要請

調整事務局は三重県や関係団体とともに、南海トラフ地震等の大規模地震発生時に社会福祉施設が被害にあった際、関係団体あるいは調整本部へ被害状況の報告や介護職員等の派遣を依頼できるよう社会福祉施設に要請します。

(4) ネットワーク本部・ネットワーク事務局等との連携

調整本部・調整事務局とネットワーク本部・ネットワーク事務局、他都道府県DWA T等との連携・協力のありかたについて検討します。

4 周知・啓発

三重県、三重県社会福祉協議会、関係団体は、計画に記載された災害時の要配慮者に対する支援について、様々な手段を活用し、県民、市町、社会福祉施

設等関係者に周知・啓発を行い、理解を得ながら災害時に備えます。

Ⅲ 費用負担

1 介護職員等の受入に係る費用負担

介護職員等の受入に係る費用負担については、基本的に災害救助法に基づき国が支援対象とする災害を対象にします。

なお、「東日本大震災」「熊本地震」「平成30年7月豪雨」では、避難所や社会福祉施設に対する介護職員等の派遣に係る費用について、次の(1)・(2)のとおり支弁されました。

(1) 旅費等

介護職員等の受入に要する旅費、宿泊費については、県と内閣府が協議の上、災害救助法に基づく「災害救助費」から支弁

(2) 人件費

- 一般避難所や福祉避難所への介護職員等の受入に要する人件費は、災害救助法による災害救助費の支弁対象となる範囲で、「災害救助費」から支弁
- 社会福祉施設の受入にかかる人件費は介護サービス費等から支弁
ただし、支援対象とする旨の国の通知がない場合の派遣等に要する費用については、三重県、三重県社会福祉協議会、関係団体等により協議します。

2 調整本部及び調整事務局の費用負担

調整本部及び調整事務局の設置・運営・活動に関する費用負担については、三重県、三重県社会福祉協議会、関係団体により協議します。

※用語説明

	用語	説明
1	要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他、災害時に特に配慮を要する者。
2	一般避難所	・災害対策基本法施行令第20条の6の1号～4号を全て満たしている施設で、市町村が指定避難所として指定された避難所。 ・指定避難所として指定されていないが、協定を締結するなどして発災時に開設した避難所。
3	福祉避難所	・災害対策基本法施行令第20条の6の1号～5号を全て満たしている施設で、市町村が福祉避難所として指定された避難所。

		<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所として指定されていないが、協定を締結するなどして発災時に開設した福祉避難所。
4	関係団体	三重県社会福祉法人経営者協議会 三重県老人福祉施設協会 三重県身体障害者福祉施設協議会 三重県精神障がい者福祉事業所連絡協議会 三重県知的障害者福祉協会 三重県老人保健施設協会 三重県児童養護施設協議会 三重県母子生活支援施設協議会 三重県救護施設協議会 三重県地域包括・在宅介護支援センター協議会 三重県保育協議会 三重県地域密着型サービス協議会 三重県デイサービスセンター協議会 三重県社会就労センター協議会 三重県社会福祉士会 三重県精神保健福祉士会 三重県介護福祉士会 三重県リハビリテーション関連団体災害対策合同委員会 三重県介護支援専門員協会 三重県相談支援専門員協会 上記、14種別協議会及び6職能団体を指します。
5	社会福祉施設	①施設等に宿泊機能がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の入所施設等 例) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウス、有料老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護、サービス付高齢者住宅、短期入所施設 ・障がい児（者）の入所施設等 例) 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、共同生活援助、施設入所支援 ・児童の入所施設等 例) 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、情緒障害

		<p>児短期入所施設、児童自立支援施設</p> <p>②施設等に宿泊機能がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の通所施設等 例) 通所系居宅サービス事業所(通所介護、通所リハビリテーション) 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、 ・障がい児(者)の通所施設等 例) 日中活動系サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型)、放課後デイサービス、療養介護 ・児童の通所施設等 例) 保育所・幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育所
6	入所社会福祉施設	上記5「社会福祉施設」の①を指す。
7	通所社会福祉施設	上記5「社会福祉施設」の②を指す。
8	DWAT	社会福祉士や介護福祉士等の多職種から構成され、一般避難所における災害時要配慮者に対し、①他の福祉避難所等への誘導、②アセスメント、③食事、トイレ介助等の日常生活上の支援、④相談支援、⑤避難所内の環境整備等の福祉支援を実施するチームを言う。(Disaster Welfare Assistance Teamの略)

※ 災害対策基本法(一部抜粋)

(指定避難所の基準)

第二十条の六 法第四十九条の七第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 避難のための立退きを行つた居住者等又は被災者(次号及び次条において「被災者等」という。)を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。

二 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

三 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。

四 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

五 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下この号において「要配慮者」という。)を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

(様式1)

【一般避難所】 → 【市町災害対策本部】

一般避難所二一ズ整理票

記入日： 年 月 日

施設名等	
住所	〒
連絡先	TEL： FAX： 担当者名：
被災の状況	【建物の状況】 【職員の状況】 【現在の避難者状況】
災害派遣福祉チーム (DWA T) の派遣要望	【 有 ・ 無 】 <理由>
(二一ズに対する 対応状況)	
特記事項	

※聴き取りした場合のみ記載

聴き取り者の所属・氏名 _____

派遣職員ニーズ票

	記入日： 年 月 日		
市町名	所属団体	連絡先	
施設種別	施設名	TEL	
担当者 (役職)	住所	FAX	
		MAIL	

派遣職員を要望する理由 (具体的に)	
-----------------------	--

	派遣要望期間	職員の職種	1日当りの人数	当該職種の派遣が必要な理由
例	○月○日 ~ ○月○日 ○日間	介護職員	3	
1	~	日間		
2	~	日間		
3	~	日間		
4	~	日間		
5	~	日間		

<備考> ※施設の倒壊や倒壊の恐れ、ライフライン・サプライ状況等をご記入ください。

※「市町」欄については、施設が所在する市町名を選択してください。

※「所属団体」欄については、所属している団体（例：三重県社会福祉法人経営者協議会、三重県老人福祉施設協議会 等）を記載してください。
 なお、複数の団体に加入の場合は、複数の団体を記載して差し支えありません（すべての加入団体を記載する必要はありません。）。

派遣職員応援情報票

記入日： 年 月 日

都道府県 指定都市 中核市	所属団体	施設等連絡先	
		TEL	
施設・サービス 種別	施設・事業 所名	FAX	
		MAIL	
担当者 (役職)	住所		

	派遣可能期間	派遣可能な職員の職種	性別	年齢	備考
例	〇月〇日 ~ 〇月〇日 〇日間	介護職員	男	30	
1	~ 日間				
2	~ 日間				
3	~ 日間				
4	~ 日間				
5	~ 日間				
<備考>					

三重県広域受援計画介護職員等の受入れに関する活動方針

令和2年3月策定